

# ワーキングチームの活動報告 ( 2 )

平成 2 7 年 4 月 3 日

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付

## 目 次

- . 各ワーキングチームで検討した事項のうち全体で共有する考え方等
- 1 . 緊急時対応の確認項目
- . 各ワーキングチームで検討した事項のうち他の地域の参考として共有する事項
- 1 . 川内地域の緊急時対応で検討された事項
  - ( 1 ) 避難行動要支援者の対応
  - ( 2 ) 避難先の選定、輸送能力確保の考え方
- 2 . 平成 2 6 年度原子力総合防災訓練において作成した資料等
- . 各ワーキングチームの活動状況

- ・各ワーキングチームで検討した事項のうち全体で共有する考え方等

## 1. 緊急時対応の確認項目

川内地域ワーキングチームでは、地域防災計画・避難計画を含む地域の緊急時対応をとりまとめ、関係省庁、県及び関係市町が出席する川内ワーキングチーム特別会合においてこれを確認した。そして、9月12日開催の原子力防災会議において、内閣府からこの確認結果を報告し、了承された。

今後、他の地域についても同様の取組を順次実施するが、その際、各地域原子力防災協議会<sup>1</sup>で行う確認については、川内地域の緊急時対応の確認項目に準じて実施する。項目及び確認の視点については、別紙1のとおり。

- ・各ワーキングチームで検討した事項のうち他の地域の参考として共有する事項

## 1. 川内地域の緊急時対応で検討された事項

### (1) 避難行動要支援者の対応

P A Z 圏内の避難行動要支援者は施設敷地緊急事態で即時避難を行い、U P Z 圏内の避難行動要支援者はO I L 2等の基準により一時移転等をすることが原子力災害対策指針で定められている。

避難行動要支援者のP A Z 圏内での避難及びU P Z 圏内での一時移転等に当たっては、避難行動要支援者の状況に応じたきめ細やかな対応が必要となる。川内地域では医療機関や社会福祉施設の入院患者・入所者、在宅の避難行動要支援者、学校・保育園の児童等のP A Z 圏内での避難及びU P Z 圏内での一時移転等への備えとして、以下のような取組を行っている。

### 医療機関・社会福祉施設の避難行動要支援者

P A Z 圏内の医療機関・社会福祉施設では、即時避難の実施に備え施設ごとに避難先を設定した避難計画を作成するとともに、「避難可能な者」と「無理に避難すると健康リスクが高まる者」を調査し、避難可能な者については、避難に必要な輸送能力（車両の種類<sup>2</sup>・台数）の把握と確保を行った。一方、無理に避難

<sup>1</sup>：平成27年3月20日に、地域ワーキングチームを地域原子力防災協議会に改称

<sup>2</sup>：バス、福祉車両（ストレッチャー仕様）、福祉車両（車椅子仕様）等

すると健康リスクが高まる者については、放射線防護対策工事を施した屋内退避施設に退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難させる計画とした。

UPZ圏内のうち、5～10キロ圏内の施設については、施設ごとに避難先を設定した避難計画を策定し、10キロ以遠の施設についても、緊急時において避難先の迅速な調整を可能とするために、鹿児島県が整備した「原子力防災・避難施設等調整システム（詳細は、(2)を参照）」により、緊急時に鹿児島県が避難先を調整する計画とした。

#### **在宅の避難行動要支援者**

PAZ圏内の在宅の避難行動要支援者については、「避難可能な者」と「無理に避難すると健康リスクが高まる者」を戸別訪問により調査し、避難可能な者については、避難に必要な輸送能力の把握と確保を行った。また、避難先施設については、UPZ圏外（鹿児島市内）とし、一般の避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、近隣の福祉避難所等に避難する計画とした。一方、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、放射線防護対策工事を施した屋内退避施設に退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難させる計画とした。

UPZ圏内の在宅の避難行動要支援者については、災害対策基本法に基づき実施されている避難行動要支援者名簿の調査結果を活用した。一般の避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、近隣の福祉避難所等に避難する計画とした。また、関係9市町においては、3月末までに、避難支援計画の作成を概ね終えたところである。

#### **学校・保育所の児童等**

PAZ圏内の学校・保育所の児童等については、警戒事態で避難準備・児童等の保護者への引き渡しを実施する。引き渡しができなかった児童等は、施設敷地緊急事態で職員と共に、学校が所在する地区の住民の避難先に避難の上、避難先で保護者への引き渡しを行う計画とした。

UPZ圏内の学校・保育所の児童等については、警戒事態で保護者への引き渡しを実施する。引き渡しができなかった児童等は、全面緊急事態で校舎内の屋内退避を実施し、一時移転等が指示された場合、児童等と職員が共に、学校が所在する地区の住民の避難先に一時移転等の上、避難先で保護者へ引き渡しを行う計画とした。

### **(2) 避難先の選定、輸送能力の確保の考え方**

#### **避難先の選定**

避難先の選定について、鹿児島県では、緊急時の避難先の被害状況や空間放射線量率の状況等に応じて、各市町避難計画で設定している避難先が使用できな

なくなった場合の代替の避難先や、UPZ圏内の医療機関、社会福祉施設の受入先を迅速に調整するために「原子力防災・避難施設等調整システム」を整備した。

(図1参照)

当該システムには、各市町避難計画で設定している避難元・避難先データに加えて、UPZ圏内の医療機関、社会福祉施設のデータ、当該システムに登録することについて承諾を得た30キロ以遠の鹿児島県本土内に所在する医療機関及び社会福祉施設のデータが登録されている。

当該システムの登録データは、以下のとおり。

市町村避難計画データ

避難元のデータとして、自治会等単位の人口・世帯数、集合場所の名称、所在地、原子力発電所からの距離・方角

避難先のデータとして、避難所の収容人数、所在地、原子力発電所からの距離・方角

医療機関・社会福祉施設のデータ

避難元・避難先のデータとして、病床数(入所定員)、所在地、原子力発電所からの距離・方角

鹿児島県災害対策本部では、UPZ圏内で一時移転等の防護措置が必要になった場合は、当該システムを活用し、各市町避難計画で設定している避難先が使用できない場合の代替の避難先や医療機関、社会福祉施設の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施する。

また、鹿児島県においては、病院等の連絡責任者や不在時の代理者を確認するなど、避難先の連絡等が確実に行える体制を構築している。

なお、鹿児島県・関係市町本部において受入先・移動手段が確保困難な場合は、国が受入先・移動手段確保を支援する。

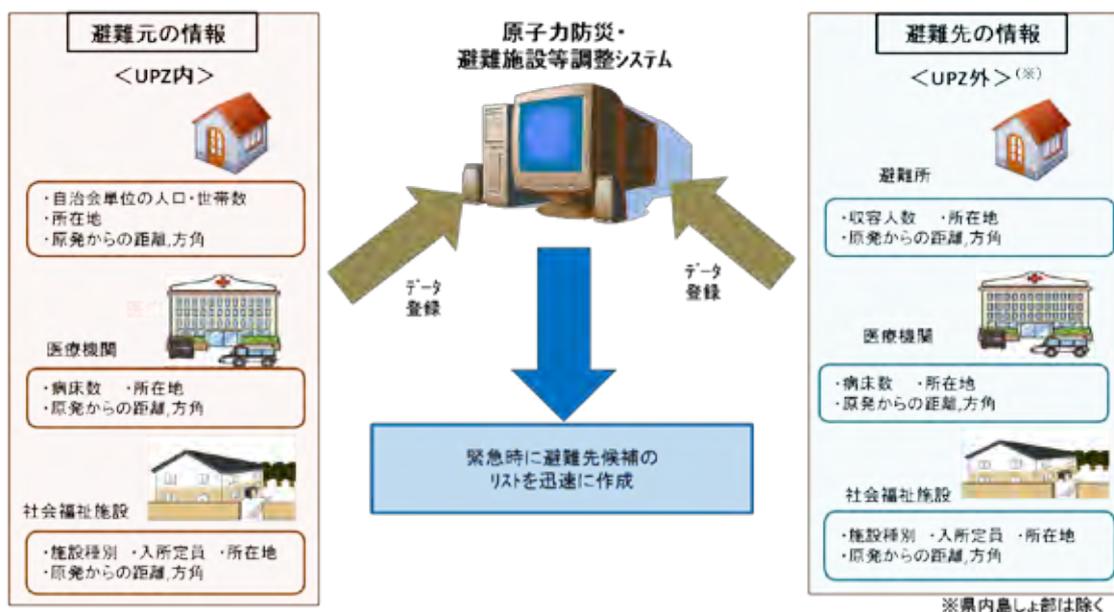


図1 原子力防災・避難施設等調整システム概要

### 輸送能力の確保

P A Z 圏内では、全面緊急事態になった場合の避難開始に備え、あらかじめ必要となる輸送能力を把握・確保する。また、U P Z 圏内では、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（O I L）に基づき、空間放射線量率が毎時 20  $\mu$  Sv以上の区域を特定し、1週間以内に一時移転を実施することから、一時移転に備えた車両の確保を行っている。

P A Z 圏内では自家用車で避難をすることができない住民を戸別訪問により調査し、薩摩川内市内のバス会社が保有する車両、電気事業者が整備する車両により、現地において必要となる輸送能力の確保を図ることを確認した。

U P Z 圏内では、関係市町が輸送手段を調達、関係市町の輸送手段では不足する場合、関係市町からの依頼に基づき、鹿児島県が、県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達、鹿児島県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達、鹿児島県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請により輸送能力を確保することとした。また、鹿児島県では、避難手段の確保・充実のため、現在、バス会社と協定締結に向けて協議中である。

## 2 . 平成 2 6 年度原子力総合防災訓練において作成した資料等

平成 2 6 年度の原子力総合防災訓練を、北陸電力株式会社志賀原子力発電所を対象に実施した。オフサイトの住民防護に係る訓練では、複合災害時の対応、P A Z 圏の全面緊急事態発生に基づく住民避難、U P Z 圏の O I L 2 に基づく住民の一時移転に関して訓練を実施した。

本訓練において会議等の資料等として作成された資料等(別紙 2-1~2-8)を、参考として共有する。なお、これらは、あくまで本訓練に関し作成されたものであり、実際の原子力災害や他の地域での防災訓練時には、異なる内容の資料や指示が作成される場合もあることに留意すること。

### (参考 1) 訓練における会議等と資料等

能登半島地震非常災害対策本部・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部	複合災害時の災害応急対策に関する基本方針(別紙 2-1)
原子力緊急事態宣言	指示文(別紙 2-2) 公示文(別紙 2-3)
第 1 回原子力災害対策本部	石川県・富山県の地域防災計画の概要(別紙 2-4)
第 2 回原子力災害対策本部	指示文(別紙 2-5) 公示文(別紙 2-6) 一時移転の実施方針(別紙 2-7)

### (参考 2) その他資料等

- ・志賀原子力発電所周辺地図(別紙 2-8)

### ・各ワーキングチームの活動状況

各ワーキングチームの活動状況については、別紙 3 のとおり。

## 緊急時対応の基本確認項目

平成 27 年 4 月

大項目	小項目	主な確認の視点
A . 地域の概要	原子力災害重点区域の概要	-
	原子力災害重点区域周辺の人口	-
	P A Z 圏の昼間流入人口（就労者等）の状況	-
B . 緊急事態対応体制	国、道府県及び関係市町村の対応体制	・ 国、関係道府県、道府県、関係市町村の対応体制が定められていること。
	国の職員・資機材等の緊急搬送	・ 国の職員・資機材等の緊急搬送の考え方が整理されていること。
	オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策	・ オフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの場所が具体的に定められており、これらの施設の電源対策として概ね 1 週間稼働するための整備が行われていること。 ・ オフサイトセンターに放射線防護対策工事が施されていること。
	連絡体制の確保	・ 通信体制を確保するため、一般回線のほか、防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段が複数整備されていること。
	住民への情報伝達体制	・ 住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための現地における情報伝達手段が複数整備されていること。
	国の広報体制	・ 住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための国、関係道府県等の情報伝達手段が複数整備されていること。
	国、県、関係市町村による住民窓口の設置	・ 住民のさまざまなニーズに対応した問い合わせ窓口が設置されていること。 ・ 住民からの問い合わせ支援体制が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
C . P A Z 圏内の施設敷地緊急事態における対応	市町村における初動対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P A Z 圏内の予防的防護措置に備え、具体的な職員配置計画が示されていること。</li> <li>・ P A Z 圏内の予防的防護措置に備え、必要となるバス等の配車計画が示されていること。</li> </ul>
	住民への情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P A Z 圏内の予防的防護措置に備えた住民への情報伝達の手段が具体的に示されていること。</li> <li>・ 現地に配置された職員と市町村本部の連絡体制が示されていること。</li> </ul>
	施設敷地緊急事態要避難者への対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じて、施設敷地緊急事態における具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。</li> <li>・ 施設敷地緊急事態要避難者の避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。</li> </ul>
	放射線防護対策施設の運用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難を行うことにより健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設へ収容するための運用方法が示されていること。</li> </ul>
	必要となる輸送能力の見積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「施設敷地緊急事態要避難者への対応策」を踏まえ、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じた車両（バス、福祉車両（ストレッチャー対応、車いす対応）等）の見積が示されていること。</li> <li>・ 医療機関、社会福祉施設、学校、保育所については、避難行動要支援者の支援者として、施設の職員等が避難車両に同乗することが想定されていること。</li> </ul>
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。</li> </ul>

大項目	小項目	主な確認の視点
D . P A Z 圏内の全 面緊急事態における 対応	P A Z 圏内の住民の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全面緊急事態における P A Z 圏内の住民等の避難方法・避難先・避難経路等について、即時避難が可能となる具体的な計画が策定されていること。</li> <li>・ 住民の避難経路は複数設定されていること。</li> <li>・ 自家用車で避難できない住民等の避難に必要な輸送能力が確保されていること。</li> <li>・ 放射線防護対策施設の使用方法が定められていること。</li> </ul>
	P A Z 圏内の住民への対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。</li> <li>・ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。</li> <li>・ 避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。</li> </ul>
	P A Z 圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光客及び民間企業の従業員の対応策、避難方法、避難手段等が示されていること。</li> </ul>
	必要となる輸送能力の見積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「 P A Z 圏内の住民への対応策」を踏まえ、自家用車で避難できない住民数をもとに、車両の見積が示されていること。</li> <li>・ 「 P A Z 圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策」を踏まえ、移動手段を持たない人数をもとに、車両の見積が示されていること。</li> </ul>
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。</li> </ul>
	避難を円滑に行うための対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難を円滑に行うための交通対策や、その他避難を円滑に行うための工夫が示されていること。</li> </ul>
	自然災害等により避難先が被災した場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然災害等により、予め設定していた避難先施設が使用できない場合の対応策が示されていること。</li> </ul>
	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然災害等により、道路等が通行不能になった場合の対応策（応急復旧策等）が示されていること。</li> </ul>

大項目	小項目	主な確認の視点
E . U P Z 圏内における対応	一時移転等に備えた関係者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ O I L に基づく一時移転等に備えた関係者の対応体制が示されていること。</li> <li>・ O I L に基づく一時移転等に備えた車両確保の準備方法が示されていること。</li> </ul>
	避難行動要支援者への対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、避難行動要支援者の状況に応じて、具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。</li> <li>・ 避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。</li> </ul>
	U P Z 圏内の住民への対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。</li> <li>・ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。</li> <li>・ 避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。</li> </ul>
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時移転等で必要となる輸送能力の確保策が示されていること。</li> </ul>
	他の地方公共団体からの応援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合の応援計画が示されていること。</li> </ul>

大項目	小項目	主な確認の視点
F．放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給・支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線防護資機材の備蓄・供給体制が整備されていること。</li> <li>放射線防護資機材の供給のための一時集積拠点が示されていること。</li> <li>関係団体からの支援体制が示されていること。</li> </ul>
	避難等に備えた物資の備蓄・供給体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内退避に備えた関係市町の生活物資の備蓄・生活物資の確保策（流通備蓄等）・供給体制等が示されていること。</li> <li>P A Z 圏内避難時の避難先における生活物資等の備蓄・供給体制が示されていること。</li> </ul>
	物資集積拠点・一時集結拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資供給の迅速性を高めるための物資集積拠点・一時集結拠点が示されていること。</li> </ul>
	国による物資・燃料の供給体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>国における物資や燃料の供給体制が整備されていること。</li> </ul>
G．緊急時モニタリングの実施体制	緊急時モニタリング体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、道府県、事業者等による緊急時モニタリング体制が示されていること。</li> <li>緊急時モニタリングセンターの設置場所が示されていること。</li> <li>緊急時モニタリング地点が示されていること。</li> <li>モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポスト等に必要な電源確保策や通信回線強化策が示されていること。</li> </ul>
	緊急時モニタリング実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリング計画の内容が示されていること。</li> </ul>
	一時移転等の実施単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>O I L に基づく予防的防護措置を判断するための緊急時モニタリング地点と現状の避難計画で定められている避難の実施単位との紐づけの結果が示されていること。</li> </ul>
	緊急時モニタリング動員計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの動員計画が示されていること。</li> </ul>

大項目	小項目	主な確認の視点
H．緊急被ばく医療の実施体制	安定ヨウ素剤の事前配布、備蓄状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P A Z 圏内における安定ヨウ素剤の事前配布が実施されていることが示されていること。</li> <li>・ U P Z 圏内の一時移転等において、安定ヨウ素剤の緊急配布を行うための対応策及びこれに備えた備蓄状況が示されていること。</li> </ul>
	避難退域時検査・除染の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難退域時検査・除染場所及び基本活動フローが示されていること。</li> </ul>
	緊急被ばく医療体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被ばく医療体制が示されていること。</li> </ul>
I．国の実動組織の支援体制	実動組織の広域支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実動組織による広域支援体制が示されていること。</li> </ul>
	施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設敷地緊急事態において、道府県、関係市町、現地実動組織の連絡・調整の体制が示されていること。</li> </ul>
	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応策が示されていること。</li> <li>・ 空路、海路による避難に備え、使用可能なヘリポート適地や港湾等が示されていること。</li> </ul>
	自然災害等の複合災害で想定される実動組織の活動	-